

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東浦町長

公表日

令和7年11月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)令和6年度東浦町定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年12月15日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (3)令和7年度東浦町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務
③システムの名称	1 中間サーバー 2 統合宛名システム 3 非課税世帯等給付金システム 4 町県民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル 2 住民税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条1項 別表「135」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表「160」 主務省令第162条 (情報提供) 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)総務部税務課 (2)健康福祉部ふくし課 (3)総務部税務課
②所属長の役職名	(1)税務課長 (2)ふくし課長 (3)税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
〒470-2102	

請求先	愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 行政課 電話番号 0562-83-3111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 (1)東浦町役場 総務部 税務課 (2)東浦町役場 ふくし文化部 ふくし課 (3)東浦町役場 総務部 税務課 電話番号 0562-83-3111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連携における注意事項等のマニュアルを遵守して事務を行っている。 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる場所に保管している。 文書等の廃棄時は、複数人で確認の上、記録を残している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

東浦町特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程第8条に基づき、正規職員始め、会計年度任用職員含む情報資産を取り扱う者全てとし、毎年度研修を受講している。
これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月29日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月29日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年11月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)令和6年度東浦町定額減税補足給付金(調整給付)給付金支給事務【令和6年12月15日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (3)令和7年度東浦町定額減税補足給付金給付金(不足額給付)支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)令和6年度東浦町定額減税補足給付金(調整給付)給付金支給事務【令和6年12月15日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (3)令和7年度東浦町定額減税補足給付金給付金(不足額給付)支給事務	事後	
令和7年11月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	(1)総務部税務課 (2)健康福祉部ふくし課	(1)総務部税務課 (2)ふくし文化部ふくし課 (3)総務部税務課	事後	
令和7年11月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	(1)税務課長 (2)ふくし課長	(1)税務課長 (2)ふくし課長 (3)税務課長	事後	
令和7年11月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 (1)東浦町役場 総務部 税務課 (2)東浦町役場 健康福祉部 ふくし課 電話番号 0562-83-3111	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 (1)東浦町役場 総務部 税務課 (2)東浦町役場 健康福祉部 ふくし課 (3)東浦町役場 総務部 税務課 電話番号 0562-83-3111	事後	
令和7年11月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年11月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	